

## 【表彰規程】

### (表 彰)

第1条 一般社団法人長崎県診療放射線技師会会員に対する会長の表彰に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

### (表彰の基準)

第2条 会長は、次の各号の1に該当する会員を表彰する。

- (1) 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な貢献があった者。
- (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見及び考案を行った者。
- (3) 30年永年継続会員。
- (4) 特に、他の模範となる善行のあった者。

- 2 前項第1号から第4号に該当する者であって、本会の名誉を傷つける等の行為がなかった者、及び過去において同じ表彰を受けた事がない者に行うものとする。

### (表彰の審査)

第3条 表彰の審査は、会長が委嘱する委員の選考によりその答申を得て行うものとする。

- 2 前項の審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (表彰者の推薦)

第4条 理事は、会員で第2条に該当する者については、会長に推薦するものとする。

- 2 会長が表彰しようとするときは、会長が推薦する。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年通常総会において行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

- 2 前項の表彰状には、副賞を添えることができるものとする。

### (実施細則)

第7条 この規定に定めない事項は、必要に応じ会長が理事会にはかりこれを定める。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。